

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 3 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 の 概 要：古物市場主の許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： - 古物営業法第 4 条（許可の基準） - 古物営業法第 5 条第 1 項（許可の手續） - 古物営業法施行規則第 1 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） - 古物営業法施行規則第 1 条の 2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） - 古物営業法施行規則第 1 条の 3（許可の申請） - 古物営業法施行規則第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：50 日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：